

「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用基準

平成14年10月1日制定

平成16年2月19日改正

(目的)

- 1 「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク・ロゴタイプ(以下「シンボルマーク等」という。)の適正な使用を確保し、普及を促進するため、この使用基準を定める。

(事務局及び各県の機関)

- 2 シンボルマーク等の使用に関する事務は、世界遺産登録推進三県協議会事務局(以下「事務局」という。)が行う。ただし、三重県・奈良県・和歌山県の一の県の区域内での使用に関する事務は、別表に掲げる区分に応じて各県の機関(以下、事務局と各県の機関を総称して「事務局等」という。)が行う。

(デザイン)

- 3 シンボルマーク等の使用は、「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク・デザインガイド」に基づくものとする。

(使用の範囲)

- 4 シンボルマーク等は、次の条件を全て満たす場合において使用できる。

- (1) 関係法令を遵守し、かつ公序良俗に反していない場合。
- (2) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録推進等の事業に有効である場合。

ただし、案内板・説明板においては、「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産を指し示す場合にのみ用いる。

(使用の届出)

- 5 シンボルマーク等を使用しようとするものは、あらかじめ「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出書」(様式第1号)(以下「使用届出書」という。)を事務局等に提出するものとする。

(届出の受領)

- 6 事務局等は、「使用届出書」を提出したものに対し、「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出受領書」(様式第2号)(以下「届出受領書」という。)を交付するものとする。届出受領書には、各事務局ごとに年度ごとの通し番号を付すものとする。

(使用者の責務)

- 7 使用者は、信義にしたがい、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(成果物の提出)

- 8 使用者は、成果物(印刷物、写真等)1部を事務局等に提出するものとする。

(使用に起因する問題)

- 9 シンボルマーク等の使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、事務局等は一切の責任を負わない。

(改善の指示)

- 10 事務局等は、使用者が使用基準を遵守せずにシンボルマーク等を使用している場合は、使用者に改善を指示することができる。

(無届出使用)

- 11 事務局等は、使用届出書を提出せずにシンボルマーク等を使用している者に対して、使用届出書を提出するよう指示することができる。

(疑義等)

12 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定める。

附 則

この使用基準は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この使用基準は、平成 1 6 年 2 月 1 9 日から適用する。

別表 (2 関係)

対象区域	取り扱い事務局等の区分
全国・全域	世界遺産登録推進三県協議会事務局
三重県	三重県教育委員会事務局文化財保護チーム
奈良県	奈良県教育委員会事務局文化財保存課 奈良県企画部地域政策課
和歌山県	和歌山県教育庁世界遺産登録推進室

(様式第1号)

平成 年 月 日

世界遺産登録推進三県協議会長 様

届出者 住所
氏名
(連絡先電話番号)

「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出書

「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等を使用したいので、「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用基準」の規定を了承のうえ、下記のとおり届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用期間

3 使用内容(数量等など)

4 使用場所(看板等工作物の場合)

5 添付資料

*必要に応じて、使用内容のわかる資料(チラシ、パンフレット等)を添付してください。

看板等の工作物の場合は、使用場所の地図及び工作物の大きさのわかる図面等を添付してください。

(様式第2号)

様

世界遺産登録推進三県協議会

「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等届出受領書

あなたの提出されました「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出書」を下記により受理しましたので届出受領書を交付します。

つきましては、届出書の内容と使用基準を遵守のうえ、ご使用下さい。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
- 3 使用内容（数量など）
- 4 使用場所（看板等工作物の場合）

（葉書サイズでの印刷も可能とする。）